

## 小松島市内観光ツアー企画運営等業務委託 仕様書

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客足が伸び悩む状況下において、地域経済に貢献すべく、自宅から1～2時間程度の範囲の「地元」を旅行することにより、安心、安全に過ごしながら地域の魅力を再発見するきっかけにつながる「マイクロツーリズム」という一つの考え方が生まれた。3密を避けながら近場で旅行をするこのスタイルは、未だ広く知られていない本市の魅力を発信することができるとともに、近隣の旅行客獲得にもつなげることができる。そこで、マイクロツーリズムの観点から、「食」「文化」「歴史」「自然」をテーマに小松島市内観光施設や体験型観光プログラムを通じて「小松島ならではの」を観光客に発信できるツアーを企画、実施することにより、本市の魅力を発信するとともに、観光客の周遊につなげることを目的とする。

### 2. 業務名称

小松島市内観光ツアー企画運営等業務（以下「本業務」という。）

### 3. 本業務の委託期間

委託契約締結日から令和5年3月17日まで

### 4. 業務委託者

小松島市

### 5. 業務内容

- (1) 本企画の具体内容立案、実施計画作成・実施運営等
- (2) 募集及び広報宣伝（募集パンフレットの作成・配布を含む。）
- (3) 参加受付、参加者が観光施設等に払う費用の徴収及び管理等
- (4) ツアーの催行
- (5) アンケート調査、取りまとめ及び結果分析
- (6) ツアー催行状況を記録した映像制作物による広報業務
- (7) その他上記に付随する業務

### 6. 仕様等

- (1) ツアーの実施期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

- (2) コース

(ア)「食」「文化」「歴史」「自然」をテーマに、それぞれ4コースを設定し、「小松島市ならではの」を体感できるコース設定とすること。

(イ)それぞれのコースに、必ず小松島市内の体験型観光プログラム等を最低各1箇所は含め、市外観光施設は含めないこと。なお、含める体験型観光プログラム等については(ア)のテーマに沿ったものであること。

(ウ)ツアー発着地については、必ずしも各コースすべての発着地を同一にする必要は無い。

(エ)日程は、日帰り日程により実施すること。

(オ)交通手段についてはバスに限定するものではなく、受託者の提案により鉄道、タクシー、船舶などその他の交通手段の活用も可能とする。

### (3) 参加対象

(ア)小松島市までの移動時間が、車で1～2時間程度の範囲に居住する者。

(イ)ファミリー層を対象とし、4コースのうち2コースは子どもの参加を見込むことが出来るツアー内容とすること。

### (4) 催行数

全ツアーを通して、延べ100人以上の参加を図ること。なお、4コースのうち、同一コースを複数回催行することは可能とする。

### (5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症対策に係る「新しい生活様式」を踏まえたコース内容とし、次に掲げる各種感染防止策を図ること。

(ア)3密対策(ソーシャルディスタンスの確保、適切な定員設定、空気の換気)

(イ)接触対策(定期的な消毒、消毒液設置)

(ウ)飛沫対策(参加者に対するマスクの着用要請、及び車内での飲酒・食事・大声での会話等の自粛要請及びガイド・運転手等のマスク・フェイスガード等の着用)

(エ)体調管理(添乗員(乗務員)・運転手等の検温の徹底、参加者の受付前検温及び健康チェックシートによる確認)

(オ)国又は県が掲げる基準等に基づいて開催するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大状況によってはツアー催行を中止する等の措置を市と適宜協議すること。

### (6) ガイド

原則として、添乗員(乗務員)が参加者を誘導することとするが、訪問施設や体験プログラム等において、専門的な知識を有するガイドがいる場合は、ガイドの手配を行ってよいものとする。

### (7) 料金設定

(ア)ツアーの参加費については、一人当たり500円(税込)を徴収することとする

が、受託者より提案があり、参加しやすく、かつ、一定の参加者を見込むことが出来る料金設定である場合は、本市と協議の上、参加費を変更することも可能とする。ただし、無料は不可とする。

(イ)徴収した参加費はツアー経費に充当すること。

(8) アンケート

参加者から徴収すること。アンケートの内容は市と事前に協議の上、決定すること。アンケート結果を集約し、事業完了報告書にその調査結果を含めること。

(9) 募集及び広報

各種広報媒体を活用し、効果的な情報発信を行い、参加者の募集に努めること。また、募集に当たっては、受付や問合せに係る窓口を設置するなど、適切な対応を執ること。

(10) 旅行代金割引キャンペーン

国・県等が実施する旅行代金割引キャンペーンの対象外とすること。

(11) ツアー催行状況を記録した映像制作物による広報業務

ツアー様子を記録するため、写真撮影を行うこと。また、写真や映像を使用してツアー実施状況をまとめた映像制作物を作成し、それらを利用した広報業務を行うこと。なお、参加者に対し、撮影した写真は本市あるいは受託者がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

上記にかかる業務で作成するすべての印刷物（チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物）に宝くじの広報表示を行うものとする。広報の表示方法は、「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠し、掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記すること。

また、上記に付随する業務が発生した場合は、適宜委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 7. 成果品の提出

本業務における成果品の納品については、委託者より指示する。納入期限は令和5年3月17日とするが、特段のやむを得ない事情により遅延する場合は、委託者、受託者、双方協議により期限を決定するものとする。

(1) 本委託に係る実績報告書を納品する。

(ア)各ツアー実施実績、参加者数、アンケート結果、効果分析等（必ず写真を交えて作成すること）

(イ)その他業務に係る実績報告書

(ウ)ツアー催行状況をまとめた映像制作物

- (エ) 上記全てのデータを収録した CD—R 又は DVD—R
- (2) 納入先  
小松島市産業振興部商工観光課

## 8. 検収条件

- (1) 上記成果品の提出及び成果品の納品を委託者が検査し承認したことをもって検収完了とする。
- (2) 成果品の全部又は一部に不合格が生じた場合には、受託者の責任において修正・改善し、納入期日までに対応するものとする。また、その場合の経費は受託者が負担するものとする。

## 9. 委託者との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに委託者と作業前の打合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、その指示を受けること。

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。

## 10. 業務の執行体制（適正な人員の配置）

- (1) 受託者は、本業務の実施においては小松島市の現況や制度等の特色を理解し、この業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置し、副責任者及び担当を明らかにし、本業務の遂行に十分な人員の確保をすること。
- (2) 契約期間中は、本業務の進行状況を随時報告し、定期的な打合せを実施し、委託者から業務の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに小松島市に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。

## 11. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することができない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。

## 12. 支払方法

委託料の支払いについては、業務完了後、成果品の提出を求め、実施催行分の実績をもって精算し、委託者による検査・承認の後、受託者からの請求により支払うもの

とする。

### 13. 秘密の保持

- (1) 受託者は本業務実施中に知り得た事項及び内容全般について、委託者の許可なく第三者に漏らしたり、提供してはならない。
- (2) 受託者は提供された業務資料の内容について、目的外に使用し、又は複製、複製、譲渡、貸与してはならない。
- (3) 受託者は業務期間中において知り得た秘密を、業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

### 14. 留意事項

- (1) 受託者は行政の業務の受託者である旨を十分理解し、個人情報の取扱いに関する責任者を定め、関係法令に則り個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、著作権などの問題が生じないようにすること。
- (3) 本業務委託により制作される成果物の著作権、所有権等、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (4) 業務に係る著作物の著作権など一切の権利については、委託者に帰属することとし、受託者が提案した企画内容については、委託者以外が所有する著作権等に係るものを除き、委託事業終了後も継続して利用する、あるいは今後実施する他の事業において使用する場合がある。

### 15. 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその責任を賠償することとする。

### 16. その他

- (1) 受託者は業務着手前に運営方針等を提示し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 委託者及び受託者は業務の遂行に当たって、随時連絡を取り合い、作業の進捗状況の確認、調整や事業実施の手法等を協議するものとする。
- (3) 成果品に使用する素材についての著作権の手続きは、受託者にて行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については委託者、受託者協議の上、定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。